

改正案	現行
<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 (略)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもって表示する。</p> <p>一 デジタル放送 (F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。) を行う放送局 (放送試験局及び放送を行う実用化試験局を含む。) の送信設備</p> <p><u>一 超広帯域無線システムの無線局 (必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は自動車その他の陸上を移動するものに開設され、無線標定業務を行う無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。) の送信設備</u></p>	<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 (略)</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもって表示する。</p> <p>一 デジタル放送 (F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。) を行う放送局 (放送試験局及び放送を行う実用化試験局を含む。) の送信設備</p> <p><u>一 超広帯域無線システムの無線局 (主としてデータ伝送を行う必要周波数帯幅が四五〇MHz以上の無線局のうち、屋内において三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する空中線電力が〇・〇〇ワット以下のものをいう。以下同じ。) の送信設備</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、この省令による改正後の第四条の四第二項第一号中「二四・二五」とあるのは「二二・二二」とする。

